

○こども家庭庁告示第五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号（同法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 (児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正) 第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改	正
別表	
障害児通所給付費等単位数表	
第1 児童発達支援	
1 児童発達支援給付費（1日につき）	
〔イ～ホ 略〕	
〔注1～11 略〕	
12 令和8年6月1日以降新規に指定を受けた児童発達支援事業所（主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所、別にこども家庭庁長官が定める地域に所在する指定児童発達支援事業所及び都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、所定単位数に代えて、イ及びロに掲げる単位数の1000分の988に相当する単位数を算定する。ただし、次の(1)及び(2)に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。	
(1) 医療的ケア区分1から3までに該当する児童発達支援給付費を1日以上算定している障害児である場合	
(2) 当該月において次に掲げるいずれかの加算を1日以上算定している障害児である場合	
（一） 8の2の強度行動障害児支援加算	
（二） 8の4のイの人工内耳装用児支援加算(I)	
（三） 8の4のロの人工内耳装用児支援加算(II)	
（四） 8の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	
〔2～12の5 略〕	
13 福祉・介護職員等処遇改善加算	
<u>注</u> 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I)</u> イ 1から12の5までにより算定した単位数の <u>1000分の152</u> に相当する単位数	
ロ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I)</u> ロ 1から12の5までにより算定した単位数の <u>1000分の158</u> に相当する単位数	

改	正	前
別表		
障害児通所給付費等単位数表		
第1 児童発達支援		
1 児童発達支援給付費（1日につき）		
〔イ～ホ 同左〕		
〔注1～11 同左〕		
〔加える。〕		
〔2～12の5 同左〕		
13 福祉・介護職員等処遇改善加算		
<u>注1</u> 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の <u>1000分の131</u> に相当する単位数		
〔加える。〕		

- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲイ 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000
分の149に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲロ 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000
分の155に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分
の139に相当する単位数
- ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分
の117に相当する単位数
[削る。]

- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000
分の128に相当する単位数
[加える。]

- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000
分の118に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000
分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14) 1 から12の5 までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

[イ～ニ 略]

[注1～10 略]

11 令和8年6月1日以降新規に指定を受けた放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所、別にこども家庭庁長官が定める地域に所在する指定放課後等デイサービス事業所及び都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、障害児に対し、指定放課後等デイサービスを行った場合に、所定単位数に代えて、イに掲げる単位数の1000分の982に相当する単位数を算定する。ただし、次の(1)及び(2)に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

- (1) 医療的ケア区分1から3までに該当する放課後等デイサービス給付費を1日以上算定している障害児である場合
- (2) 当該月において次に掲げるいずれかの加算を1日以上算定している障害児である場合
- （一） 6の2のイの強度行動障害児支援加算(I)
- （二） 6の2のロの強度行動障害児支援加算(II)
- （三） 6の4の人工内耳装用児支援加算
- （四） 6の5の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

[2～10の5 略]

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の161に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

[イ～ニ 同左]

[注1～10 同左]

[加える。]

[2～10の5 同左]

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数
- [加える。]
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数
- [加える。]
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

[削る。]

第4 居宅訪問型児童発達支援

[1～3 略]

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

第4 居宅訪問型児童発達支援

[1～3 同左]

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は

究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
[削る。]

第5 保育所等訪問支援

[1～2 略]

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数
[加える。]

- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1 から 3 までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第5 保育所等訪問支援

[1～2 同左]

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研

法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

[削る。]

別表 2

経過的障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
[1～18 略]

究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

[加える。]

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

別表 2

経過的障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
[1～18 同左]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ 1 から18までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1 から18までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ 1 から18までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ 1 から18までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
[削る。]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注 2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数
[加える。]

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
[加える。]

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

[1～18 略]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ 1 から18までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1 から18までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ 1 から18までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ 1 から18までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

[削る。]

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

[1～18 同左]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。

注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

[加える。]

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

[加える。]

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

[1～17 略]

18 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ 1 から17までにより算定した単位数の1000分の197に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1 から17までにより算定した単位数の1000分の203に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1 から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

[1～17 同左]

18 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数

[加える。]

- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲイ 1 から17までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲロ 1 から17までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1 から17までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1 から17までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数
[削る。]

- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1 から17までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数
[加える。]

- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1 から17までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1 から17までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

備考 表中の [] の記載は括弧による。

(児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 障害児入所給付費単位数表 第1 福祉型障害児入所施設 〔1～9の3 略〕 10 福祉・介護職員等処遇改善加算 <u>注</u> 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> 1から9の3までにより算定した単位数の<u>1000分の305</u>に相当する単位数 ロ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ</u> 1から9の3までにより算定した単位数の<u>1000分の320</u>に相当する単位数 ハ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> 1から9の3までにより算定した単位数の<u>1000分の301</u>に相当する単位数 ニ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ</u> 1から9の3までにより算定した単位数の<u>1000分の316</u>に相当する単位数 ホ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(III)</u> 1から9の3までにより算定した単位数の<u>1000分の262</u>に相当する単位数 ヘ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)</u> 1から9の3までにより算定した単位数の<u>1000分の235</u>に相当する単位数 〔削る。〕	別表 障害児入所給付費単位数表 第1 福祉型障害児入所施設 〔1～9の3 同左〕 10 福祉・介護職員等処遇改善加算 <u>注1</u> 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。<u>注2</u>において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I)</u> 1から9の3までにより算定した単位数の<u>1000分の211</u>に相当する単位数 〔加える。〕 ロ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(II)</u> 1から9の3までにより算定した単位数の<u>1000分の207</u>に相当する単位数 〔加える。〕 ハ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(III)</u> 1から9の3までにより算定した単位数の<u>1000分の168</u>に相当する単位数 ニ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)</u> 1から9の3までにより算定した単位数の<u>1000分の141</u>に相当する単位数 <u>2</u> 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（<u>注1</u>の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

第2 医療型障害児入所施設

[1～5 略]

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ 1から5までにより算定した単位数の1000分の285に相当する単位数

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

第2 医療型障害児入所施設

[1～5 同左]

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数

- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の300に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の281に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の296に相当する単位数
- ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の242に相当する単位数
- ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
[削る。]

[加える。]

- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1 から 5 までにより算定した単位数の187に相当する単位数
[加える。]
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

	(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数 (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数 (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数 (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1 から 5 までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
別表 障害児相談支援給付費単位数表 [1 ～18 略] 19 福祉・介護職員等処遇改善加算 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定障害児相談支援を行った場合は、1 から18までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。	別表 障害児相談支援給付費単位数表 [1 ～18 同左] [加える。]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則
この告示は、令和八年六月一日から適用する。